

多久市長 横尾俊彦から、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定により、多久市営土地改良事業（農業基盤整備促進）大坪中原地区の換地処分を令和元年 12 月 12 日行った旨届出があった。

令和 2 年 3 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義